

第 8 期鳴門市障がい福祉計画及び第 4 期鳴門市障がい児福祉計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

【日程】

参加表明書等の提出期間	令和 8 年 6 月 2 6 日（金）～ 7 月 6 日（月）午後 5 時
質問の受付期間	令和 8 年 6 月 2 6 日（金）～ 7 月 2 日（木）正午
質問への最終回答日	令和 8 年 7 月 3 日（金）
提案資格確認結果の通知	令和 8 年 7 月 8 日（水）まで
提案書等の提出期間	令和 8 年 7 月 9 日（木）～ 7 月 2 2 日（水）午後 5 時
提案書等の審査及び評価	令和 8 年 7 月下旬（予定）
審査結果の通知	令和 8 年 7 月下旬（予定）

1 業務の説明

(1) 業務名

第 8 期鳴門市障がい福祉計画及び第 4 期鳴門市障がい児福祉計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務目的

本業務は、第 8 期鳴門市障がい福祉計画及び第 4 期鳴門市障がい児福祉計画策定において、民間事業者の障がい者及び障がい児の福祉制度及び事業に関する高い専門性や経験を活用し、障がい福祉計画等策定業務全般に係る支援を得ることを目的とする。

(3) 業務内容

第 8 期鳴門市障がい福祉計画及び第 4 期鳴門市障がい児福祉計画策定支援業務仕様書のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から 令和 9 年 3 月 3 1 日

(5) 見積限度額

4, 3 5 6, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は、契約予定価格を示すものではない。

(6) 業務担当

担当課 鳴門市福祉事務所社会福祉課

担当者 四宮

住 所 7 7 2 - 8 5 0 1 鳴門市撫養町南浜字東浜 1 7 0 番地

連絡先 電話 0 8 8 - 6 8 4 - 1 1 4 5

F A X 0 8 8 - 6 8 4 - 1 3 3 7

E メール shakaifukushi@city.naruto.i-tokushima.jp

2 プロポーザルへの参加

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす法人であることとする。

① 次のア又はイに該当する者

ア 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登録されている競争入札参加の有資格者で営業品目に「U799 その他 計画策定等」があること。

イ 上記アに該当しない者で「別紙①」に示す物品の購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続開始又は申し立てがなされた者及びこれらの手続中である者でないこと。

④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は申し立てがなされた者及びこれらの手続中である者でないこと。

⑤ 鳴門市物品業者等指名停止措置要綱（平成22年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑥ 鳴門市暴力団等排除措置要綱（平成24年8月1日施行）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

⑦ 国税及び地方税に滞納がないこと。

⑧ 令和3年度から令和7年度までの期間において、地方公共団体の障がい者計画、その他福祉各分野に関する計画の策定に係る支援業務の実績を有していること。

⑨ 本業務の実施にあたり、本市との連絡調整や打ち合わせなどに、迅速かつ的確に対応できること。

(2) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加表明者」という。）は、令和8年7月6日（月）午後5時までに、次の書類を、持参または郵送にて、提出するものとする。

また、参加資格を確認するため、別途関係書類の提出を求める場合がある。

① 提出書類

- ・ プロポーザル参加表明書（様式1） 1部
- ・ 地方公共団体との前項第8号に掲げる計画の策定に係る支援業務委託契約書の写し 1部
- ・ 別紙①に記載の書類 1部（鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登録されている者は不要。）

なお、プロポーザル参加申込書を提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式2）を提出すること。

② 提出方法

持参または郵送（配達記録が残る方法に限る。）

なお、郵送による場合は、電話にて、受付の確認を行うこと。

③ 提出期限

令和8年7月6日（月）午後5時必着

④ 提出先

「1(6)業務担当」宛て

3 質問及び回答

(1) 質問の受付

① 受付期間

令和8年6月26日（金）から7月2日（木）正午まで

② 提出方法

本プロポーザルに関する質問がある場合は、電子メールにより、質問文書（Microsoft Wordにより作成すること。様式は任意）を添付し、「1(6)業務担当」宛てに提出すること。

なお、送信後、電話にて、着信の確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、本市公式ウェブサイトにおいて、随時、公表し、令和8年7月3日（金）までに、全ての質問に対する回答を公表する。なお、質問に対する回答をもって、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とする。

4 参加資格の審査及び確認結果の通知

(1) 参加資格の確認

参加表明者について、参加に必要な資格を有するか審査を行うものとする。

なお、参加表明に係る提出書類について、本市から説明を求められた場合、参加表明者はこれに応じなければならない。

(2) 確認結果の通知

参加資格の確認結果について、令和8年7月8日（水）までに、通知する。

なお、本通知が令和8年7月9日（木）正午時点においても届かない場合は、必ず「1(6)業務担当」に問い合わせること。

5 提案書等の提出

(1) 提出書類

① 提案書10部（正本1部、副本9部）

② 会社概要調書（様式4）10部

③ 業務実績及び配置予定技術者調書（様式5）10部

④ 見積書（様式6）及び見積内訳書10部（正本1部、副本9部）

見積内訳書は任意様式とし、人件費、事業費など、見積金額の積算内訳が分かるように記載すること。

(2) 提案書の作成方法及び記載内容

提案書は「第8期鳴門市障がい福祉計画及び第4期鳴門市障がい児福祉計画策定支援業務に係る提案書（様式3）」を表紙とし、提案書（任意様式）とまとめて綴じること。

① 作成方法

ア 提案書は、A4判サイズとし、縦横は任意とする。A3判サイズも可とするが、A4判サイズに折り込むこと。

イ ページ数は提案書表紙（様式3）を除いて、20ページ（片面刷り）以内とし、ページ番号を付しておくこと。なお、A3判サイズを折り込んだ場合は、2ページと勘定する。

ウ 文字サイズは、10.5ポイント以上を基本とする。

エ その他、文章、図表などを用いて、簡潔明瞭に記載すること。

② 記載内容

本業務の仕様書の内容を十分、踏まえた上で、概ね以下の内容を記載すること。

なお、本プロポーザルの審査やプレゼンテーション等は提出書類のみで行うこととするため、その旨に留意して作成すること。また、作成に当たっては、別記「鳴門市障がい者福祉の概要」をご参考にしていただきたい。

ア. 業務実施体制

イ. 策定支援業務に関する方針及びコンセプト

ウ. 策定支援業務の具体的な提案内容

※ 前回計画については、本市公式ウェブサイト「障がい者支援」→「障がい福祉に関する計画」上に掲載しているのでご参考にしていただきたい。

エ. 上記以外についても仕様書に定める内容について提案できるものについては、提案書に盛り込むことを可とする。

(3) 提出方法

持参または郵送（配達記録が残る方法に限る。）

なお、郵送による場合は、電話にて、受付の確認を行うこと。

(4) 提出期限

令和8年7月22日（水）午後5時必着

(5) 提出先

「1(6)業務担当」宛て

6 提案書等の審査及び評価

(1) 実施日

令和8年7月下旬（予定）

(2) 審査委員会

第8期鳴門市障がい福祉計画及び第4期鳴門市障がい児福祉計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）

(3) 審査及び評価の対象

提出書類（「5(1)提出書類」をいう。以下同じ。）及びプレゼンテーション内容により、審査する。

なお、以下のとおり、プレゼンテーションの実施を予定しているが、本市がプレゼンテーションを実施できないと判断した場合には、提出書類のみによる審査とする。

(4) 審査項目等

審査項目		審査基準	配点
大項目	小項目		
事業者の信頼性	① 事業実績等	事業者の経営実績、過去における同種・類似業務の実績が豊富で十分な成果が期待できること	10点
	② 業務実施方針・コンセプト	本業務の目的を理解し、本業務を履行するにふさわしい実務方針・コンセプトであること	10点
提案内容	③ 提案内容の具体性	提案内容や実施方針について、具体的であり実現性が高いものであること	30点
	④ 提案内容の専門性・独自性	提案内容について、専門性や独自性が高く、業務実施に効果的な取組みができること	30点
	⑤ 業務実施体制	業務を継続的・的確に遂行できる体制が確保できていること 配置予定技術者の経験が十分であること	10点
価格	⑥ 見積金額	最低見積金額の参加表明者を10点とする 他の参加表明者は、最低見積金額を当該見積金額で除して得た数に10を乗じた点数（小数点以下切り捨て）とする	10点
合 計			100点

(5) プレゼンテーション

① 実施日

令和8年7月下旬（予定）※後日、参加表明者を対象に連絡する。

② 実施方法

- ア プレゼンテーション及び質疑応答は、それぞれ20分以内とする。
- イ プレゼンテーションに参加する参加表明者側の出席者は3名以内とする。
- ウ プレゼンテーションは提出書類のみで行い、その他の資料の活用は認めない。
- エ プレゼンテーション時におけるプロジェクター等の使用はできないこととする。
- オ プレゼンテーションは、原則、来庁して行うものとする。
- カ 参加表明者の事情により、プレゼンテーションに参加できない場合は、参加表明が辞退されたものと見なす。

(6) 受託候補者の選定方法

以下に掲げるすべての条件を満たした者のうち、審査委員会委員の評点の総合計点が最も高い者を受託候補者として決定する。

また、参加表明者が1事業者であっても、審査及び評価を行い、以下に掲げる①の条件を満たした場合には、受託候補者として決定する。

なお、選定された受託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかったとき、又は選定された受託候補者が「2(1)参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為が判明したときは、次点に選定された参加表明者（以下に掲げる①の条件を満たした者である場合に限る。）を受託候補者とする。

- ① 審査項目の「事業者の信頼性」及び「提案内容」の大項目において、それぞれ6割以上の合計点である者
- ② 総合計点が同点数のときは、審査委員会委員が一番高く評点をつけた提案書の数により決定する。それでも同数の場合は、審査委員会委員による多数決により決定することとし、なお同数の場合は委員長の決するところにより決定する。

7 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、参加表明者全員に対し、7月下旬に速やかに通知する。
- (2) 審査結果は、後日、鳴門市公式ウェブサイトにおいて公表する。公表内容は業務名、審査委員会日時及び審査委員会委員数、参加表明者数、受託候補者名、参加表明者の各審査項目点及び合計点とする。

8 契約の締結

(1) 契約内容

受託候補者の提案内容を踏まえ、受託候補者と協議し、仕様書等の調整を行い、確定する。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 委託料の支払方法

業務完了払いとする。

9 留意事項

- (1) 提案書等の作成等、本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加表明者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、契約に至った場合に使用するほか、業務受託者選定以外に使用しないものとし、鳴門市文書管理規則に従い、責任を持って管理及び廃棄を行う。なお、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- (4) 契約締結後、本提案における不正・虚偽記載等が認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

鳴門市障がい者福祉の概要

○ 身体障がい者手帳

① 年齢区分別

	平成29年度末	令和3年度末	令和7年度末
18歳未満	30	23	18
18歳以上65歳未満	574	520	503
65歳以上	1,899	1,762	1,661
合計	2,503	2,305	2,182

② 障がい種別

	平成29年度末	令和3年度末	令和7年度末
視覚障がい	166	139	130
聴覚・平衡機能障がい	321	286	255
音声・言語・そしゃく機能障がい	28	30	31
肢体不自由	1,215	1,086	971
内部障がい	773	764	795
合計	2,503	2,305	2,182

○ 療育手帳

	平成29年度末	令和3年度末	令和7年度末
18歳未満	88	78	101
18歳以上65歳未満	392	436	527
65歳以上	61	81	119
合計	541	595	747

○ 精神障がい者保健福祉手帳

	平成29年度末	令和3年度末	令和7年度末
18歳未満	8	11	6
18歳以上65歳未満	326	410	500
65歳以上	99	124	132
合計	433	545	638

○ 自立支援医療（精神通院医療）

	平成29年度末	令和3年度末	令和7年度末
	840	1,008	985
（再掲）うち、精神障がい者保健福祉手帳所持者	339	451	519

○ 障がい福祉サービス（利用実人数）

上段：平成29年度 中段：令和3年度 下段：令和7年度

居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	生活介護
112	0	15	30	160
105	3	12	33	159
128	4	23	32	137
短期入所	療養介護	施設入所支援	共同生活援助	自立訓練（機能訓練）
26	22	97	54	2
16	20	98	60	1
84	19	86	64	0
自立訓練（生活訓練）	宿泊型自立訓練	自立生活援助	就労定着支援	就労移行支援
17	14	—	—	25
14	12	0	9	26
5	5	1	4	4
就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援給付
41	138	3	4	430
55	144	0	1	467
56	141	0	1	470

○ 障がい児通所支援

上段：平成29年度 中段：令和3年度 下段：令和7年度

放課後等デイサービス	児童発達支援	保育所等訪問支援	障害児相談支援
120	114	42	226
192	113	55	291
229	114	138	343